

最低制限価格制度・低入札価格調査制度について

最低制限価格制度（5億円未満の建設工事が対象）

最低制限価格は、設計金額を構成する各費目に一定率を乗じた額を合計し、その合計額にランダム係数を乗じた額とします。

なお、ランダム係数は、電子入札システムにより、自動的に決定します。

改正後	<p>最低制限基準価格：直接工事費 + 共通仮設費 + 現場管理費 × 60%</p> <p style="text-align: center;">[上限：予定価格(税抜き)の 85%]</p> <p>最低制限価格：最低制限基準価格 × ランダム係数 (X)</p> <p style="text-align: center;">1.00000 ランダム係数 (X) 1.01000 (0.00001 刻み)</p>
現 行	最低制限価格：予定価格に一定率（非公表）を乗じて算定

低入札価格調査制度（5億円以上の建設工事が対象）

低入札価格調査を実施するか否かを決定する基準となる価格（低入札価格調査基準価格）は、最低制限価格と同様に、設計金額を構成する各費目に一定率を乗じた額を合計した額とします。

また、具体的な価格調査を行うことなく失格とする基準（失格判断基準価格）を導入し、失格判断基準価格も、設計金額を構成する各費目に一定率を乗じた額を合計した額とします。

改正後	<p>低入札価格調査基準価格：直接工事費 + 共通仮設費 + 現場管理費 × 60%</p> <p style="text-align: center;">[上限：予定価格(税抜き)の 85%]</p> <p>失格判断基準価格：直接工事費 × 85% + 共通仮設費 × 65% + 現場管理費 × 60%</p>
現 行	低入札価格調査基準価格：最低制限価格の算定方法と同じ

導入時期

平成20年4月1日以降に入札公告及び指名通知を行う建設工事の入札から適用します。

